

目次

教育委員会規則

- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 7
- 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等…………… 7

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第19号）

- 趣旨
北海道立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正による「介護時間」の新設に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
「介護時間」の承認権者を定めることとした（第34条関係）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、平成29年1月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第19号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則

この教育委員会規則は、平成29年1月1日から施行する。

通達・通知

教給第904号
平成28年12月27日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等について（通知）

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等について（平成28年12月27日付け人委第529号）等の通知が別記1及び別記2のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成28年12月27日付け人委第529号）（別記1）

2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成28年12月27日付け人委第530号）（別記2）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記1

人委第529号
平成28年12月27日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年1月1日から実施されることとなったので通知します。

記

第10第1項の(2)ア及び第11第1項の(5)中「第16条第3項」の次に「、第16条の2第3項」を加える。

（給与課給与グループ）

別記2

人委第530号
平成28年12月27日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年1月1日から実施されることとなったので通知します。

なお、改正後の運用通知第35条関係第6号及び第8号の規定は、同日以後の育児休業又は

介護休暇について適用し、同日前の育児休業又は介護休暇については、なお従前の例によることとされたので、併せて通知します。

記

第35条関係第8項第4号中「第6号」を「第10号」に改め、同項中第10号を第13号とし、第7号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、同項第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 道職員勤務時間等条例第12条及び学校職員勤務時間等条例第12条に規定する介護休暇

(9) 道職員勤務時間等条例第12条及び学校職員勤務時間等条例第12条に規定する介護時間

第35条関係第8項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する育児休業

（給与課給与グループ）

